

**【表紙】**

【提出書類】	訂正内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月1日
【会社名】	株式会社東理ホールディングス
【英訳名】	Tori holdings Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福村 康廣
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 忍田 登南
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月30日に提出いたしました第6期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため訂正内部統制報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 3 評価結果に関する事項
- 4 付記事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点の当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社が過去に実施した第三者割当増資に関する当社のコンサルティング費用の支払いに関連して、多額の業績予想の修正及びその取消しを行なったこと、並びに第1期（平成17年3月期）期末決算、第2期（平成18年3月期）期末決算、第3期（平成19年3月期）期末決算、第4期（平成20年3月期）中間決算、期末決算及び第5期（平成21年3月期）第1四半期決算、期末決算において、有価証券報告書における注記の漏れがあることが判明し訂正いたしました。これらは、全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスにおけるチェック項目、チェック体制が不十分であったことに起因しております。旧代表取締役の強い圧力の下、いずれも当該判断を支える事実関係についての十分な実態調査を行なわなかったことが表面的な原因であります。経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが根本的な原因であります。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点の当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社が過去に実施した第三者割当増資に関する当社のコンサルティング費用の支払いに関連して、多額の業績予想の修正及びその取消しを行なったこと、並びに第1期（平成17年3月期）期末決算、第2期（平成18年3月期）期末決算、第3期（平成19年3月期）期末決算、第4期（平成20年3月期）中間決算、期末決算及び第5期（平成21年3月期）第1四半期決算、期末決算において、有価証券報告書における注記の漏れがあることが判明し訂正いたしました。また、当社が過去に実施した貸付に関する貸倒引当金の計上時期の妥当性等について、当社と利害関係のない社外の独立した有識者を含む調査委員会を設置し、調査を委嘱した結果等を踏まえ、第3期（平成19年3月期）期末決算、第4期（平成20年3月期）期末決算、第5期（平成21年3月期）、四半期決算、期末決算及び第6期（平成22年3月期）四半期決算、期末決算における財務数値及び関連当事者の注記に訂正を要することが判明し訂正いたしました。

これらは、全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスにおけるチェック項目、チェック体制が不十分であったことに起因しております。旧代表取締役の強い圧力の下、いずれも当該判断を支える事実関係についての十分な実態調査を行なわなかったことが表面的な原因であります。経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが根本的な原因であります。

## 4【付記事項】

(訂正前)

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の未日後、重要な欠陥に該当するとの判断に至ったことの原因分析および問題点抽出結果に基づき、以下の改善措置を実施しております。これらの改善措置等により、平成23年3月期中に重要な欠陥の是正を完了する予定であります。

ア．取引・契約に関わる意思決定プロセスの改善

取引契約に関わるもの

- ・「与信管理担当」の選任
- ・「与信管理責任者(各社)」の選任

監視機能に関わるもの

- ・「コンプライアンスマネージャー」の選任
- ・「コンプライアンス担当責任者(各社)」の選任

イ．適時開示体制の強化

体制に関わるもの

- ・「情報開示補助者」の選任
- ・「情報取扱責任者(各社)」の選任

(訂正後)

評価結果に関する事項に記載した不備については、期末日以降に明らかとなった事項であり、本訂正報告書提出時点においては全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスにおけるチェック項目の是正及びチェック体制の確保については完了しております。